



建荷業発 第15号
平成29年8月25日

各都道府県支部長 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
会 長 吉 識 夫



建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について

昭和60年度に開始してから33回目を迎える標記の強調月間について、本年度は別添の実施要綱により実施することとした。

強調月間の目標については本年度も、「特定自主検査関係法令の遵守」とし、「検査業者による特定自主検査（以下「特自検」という。）及び事業内検査が適正に行われることの促進」と「建設荷役車両を使用する事業者において特定自主検査が定着するよう、その周知・徹底に努めること」を重点とし、各支部においては、各労働局・署に対し本強調月間に関する説明及び協力要請を行い、下記事項に留意しながら本運動が効果的に展開されるよう何分のご配慮をお願いする。

本年度のスローガンは“「安全を心にこめて特自検」”とする。

なお、当該月間のPRについては昨年と同様に、物流、運輸、倉庫関係業界紙11紙及び、建設関係業界紙1グループ（32紙）に広告掲載することとしており、詳細については、別途連絡する。

記

1 特自検の適正な実施促進について

本年度は、次の2項目に重点を置いて取り組むこととしたので、各会員事業場への周知・徹底方よろしく願います。

(1) 経営者・特自検業務管理者等の特自検に対する管理能力の向上

「特定自主検査とその管理（管理者用マニュアル）」等を教本とした、特定自主検査セミナーの開催や実務研修「検査業者業務点検コース」の受講等により、経営者・特自検業務管理者等の特自検の適正な実施について経営者・管理者の管理能力の向上を図るとともに、「特定自主検査業務点検表〔検査業者用・事業内用〕（以下「業務点検表」という。）及びその解説」を用い特自検関係法令の遵守について指導を行うこと。

(2) 特自検業務の見直しと業務点検の実施

検査業者用及び事業内用「特定自主検査業務マニュアル」に基づいて特自検業務が適正、適法に行われているかを見直すことが重要であり、「業務点検表及びその解説」を活用して特自検業務点検や内部監査を実施し、問題点がある場合は早急に改善を図るようその周知徹底に努めること。

また、強調月間PR用のリーフレット、PR用ステッカー等は支部要望数量を各支部あて送付することとする。

なお、強調月間中の巡回指導については「記録表の記入要領（抜粋版）」、窓口資料等を十分活用すること。

2 登録検査業者による顧客事業場（ユーザー）に対するPR

実施要綱の登録検査業者が行う実施事項の中で「特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。」として、登録検査業者にもその一端を担っていただくこととする。

については、会員の登録検査業者からそれぞれの顧客に対し、強調月間PR用リーフレットを配布するなど、特自検の完全実施に向けてPRを実施していただくよう、協力依頼を行うこと。

3 ユーザーに対する特自検実施状況調査の実施

平成6年1月17日付け建荷業発第2号「特自検未実施ユーザーに対する実施勧奨について」により、各支部の実情に合わせた未実施ユーザーに対する取り組みをお願いしており、毎年かなりの支部において特自検実施状況調査に取り組んでおり、本年度においても、当該調査について、支部の実施事項として積極的な取り組みをお願いする。

なお、過去の特定自主検査強調月間での各支部の取組み状況をサイボウズに掲載しているので参考とされたい。

4 地方公共団体等の工事発注部門に対するPR等

中小の建設業者における車両系建設機械等の特自検の普及促進を図るため、強調月間行事の一環として、地方公共団体等の発注工事において特自検済機械の使用が徹底されるよう、都道府県出先機関（土木事務所等）、市町村（建設主管課等）等の関係部門に対し、公共工事の発注及び工事の施工に際して、各事業者にご指導をお願いするよう、文書での依頼方お願いすること。

なお、参考までに依頼文書の例文（別添-2）を添付するので、今まで未実施の支部においても実施されるようお願いする。例文についてもサイボウズに過去の特定自主検査強調月間での一部支部の依頼文書等を掲載しているので参考とされたい。

以上

平成29年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「安全を 心にこめて 特自検」

平成29年11月1日～11月30日

■ 趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、平成28年度には全国で約170万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成29年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

■ 対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

■ 事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - ・特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - ・登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - ・特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - ・特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - ・特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

■ 主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

■ 主唱

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

■ 協賛

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

■ 後援

厚生労働省・経済産業省